

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
小寺 裕雄 議員(自民)

1問 今般の「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案」の趣旨・概要について、法務大臣に問う。

- 今回の二つの法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするもの。
- 本年8月、人事院は、
 - ・ 本年4月時点における官民の給与較差に基づく俸給表の水準の引上げや、
 - ・ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を内容とする、一般職の職員の給与改定を勧告した。
- 本二法案は、この人事院勧告を踏まえた一般の政府職員の給与改定に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げるもの。

(参考1) 一般職の職員

一般職給与法の適用を受ける国家公務員をいう。

(参考2) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考3) 令和5年11月10日衆議院・法務委員会における中川宏昌議員に対する小泉法務大臣の答弁

○小泉国務大臣 本改正案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするものでございます。

本年八月、人事院は、本年四月時点における官民の給与較差を踏まえ、俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告いたしました。

本二法案は、この人事院勧告を踏まえた一般の政府職員の給与改定に準じて裁判官、検察官の報酬、俸給月額を引き上げるものでございます。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】

令和6年12月12日(木)
小寺 裕雄 議員(自民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 一般職の職員の給与に関する人事院勧告の趣旨が裁判官及び検察官に対しても適合する理由を法務当局に問う。

- 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定は、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところである。
- 人事院勧告の趣旨は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるところにあり、合理性があるものと認識している。
- 一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。

(参考) 「一般の政府職員」について

「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

- (参考答弁) 第190回国会平成28年1月13日衆・法務委員会
- 平林委員 一般職の国家公務員の給与の改定と裁判官、検察官の給与の改定の関係はどのようにになっているんでしょうか、お伺いいたします。
 - 萩本政府参考人 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定は、いずれも、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の

俸給月額と同じ改定率で改定額を定めているところでございます。

このような方法を採用しておりますのは、人事院勧告の趣旨が、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるところにあり、合理的なものであることを前提に、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものとして、給与水準の改定方法として合理的なものと考えているところでございます。

令和6年12月12日（木）
小寺 裕雄 議員（自民）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 今回の給与改定では、全ての裁判官・検察官の報酬・俸給月額の改定に加え、給与制度のアップデートに対応して、更に行政職俸給表（一）に対応する報酬・俸給を受ける裁判官・検察官につき、令和7年4月から施行される改定が行われることとなっているが、その理由及び内容を法務当局に問う。

- 一般職給与法等の一部改正法案では、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、行政職俸給法（一）3級から10級までの俸給月額を改定し、令和7年4月から施行することとされている。
- 判事補及び簡裁判事5号以下並びに検事9号以下及び副検事3号から16号までの報酬・俸給月額は、行政職俸給表（一）3級から9級までの俸給月額に対応していることから、改正法案では、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスを維持する観点から、それぞれ報酬・俸給月額の改定を行い、令和7年4月から施行することとしている。

（参考）

判事補及び簡裁判事並びに検事及び副検事の報酬・俸給は行（一）10級には対応していない。

令和6年12月12日（木）
小寺 裕雄 議員（自民）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

4問 今回の給与改定によって裁判官・検察官の手当は変更されるのか、法務当局に問う。

- 裁判官及び検察官の受ける諸手当については、現行法上、基本的に一般の政府職員の例に準じて支給される。
- 例えば、一般の政府職員の受ける期末・勤勉手当（ボーナス）については、令和6年の人事院勧告を受けて、
 - ・ 一般の職員では、支給月数4.5ヶ月分を4.6ヶ月分に0.1ヶ月分引き上げ
 - ・ 指定職俸給表適用職員では、3.4ヶ月分を3.45ヶ月分に0.05ヶ月分引き上げる内容の改正法案が現在国会で審議中であり、同法案が成立した場合には、裁判官及び検察官の受ける期末・勤勉手当についても、これに準じて改定される。
- また、地域手当や通勤手当等についても同様に、一般の政府職員に準じて改定される。

（参考1）

「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

（参考2）

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第9条で一般の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第1条で基本的に一般の政府職員の例によるとされているほか、第3条に基づき必要な準則が定められている。

(参照条文)

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 小寺裕雄議員(自民)

5問 近時の司法修習生からの検事の採用状況及びそこに占める女性の割合について、法務当局に問う。

- 直近の76期司法修習生からの検事の採用数は76人であり、うち女性は31人(40.8%)である。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [redacted] 携帯 [redacted]】

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 米山隆一議員(立憲)

1問 今回の法改正で、対象となる検察官の給与総額は、金額にしてどれだけ、パーセンテージにしてどれだけ上がるのか、法務当局に問う。

○ 検察官の給与総額(注)は、本法案による改正前については、俸給及び諸手当を含み、約322億6,900万円であるところ、本法案が成立した場合には、約330億9,300万円となり、

- ・ 金額にして、約8億2,400万円
- ・ パーセンテージにして、平均約2.6パーセントの増額となる。

(注) 納入額は、俸給、地域手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当の合計額。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
米山 隆一 議員(立憲)

2問 近時の物価上昇率に鑑みれば、今般の改正に当たり、働き盛りの世代についても、物価上昇率と同程度に、報酬や俸給をもっと上げてよいのではないか、法務大臣に問う。

- 今般の人事院勧告は、消費者物価指数が上昇していることも認識しつつ、民間給与の実態調査を行い、官民較差に基づく給与の改定を勧告したものであると承知。
- こうした人事院勧告を踏まえた一般の政府職員の給与改定に準じ、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を改定するという方法は、
 - ・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ
 - ・ 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという観点から、合理的であると考えている。」

(参考1) 令和6年人事院勧告別紙第2(職員の給与に関する報告)

第2 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

消費者物価指数（総務省）は、昨年11月以降、本年4月まで対前年同月比2%台の上昇で推移している。

こうした中で、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）を見ると、名目賃金は引き続き増加しているものの、実質賃金は本年4月まで減少が続いており、物価の上昇に賃金の引上げが追い付いていない。

このような情勢の下、本年の春季賃金改定では、労使双方が、物価の上昇や人材確保上の必要性、企業業績の改善等を背景に、賃上げに前向きな姿勢を示した。特に大企業においては、高水準の賃上げが行われた昨年を更に上回る賃上げが行われている事例も見られた。中小企業においても、昨年を上回る賃上げが行われているが、状況は業種や個別企業の業績によって様々である。

一時金について見ると、昨年の冬は、一昨年の冬から増加しているが、伸び率は鈍化している。また、本年の夏は、個々の産業や企業によって区々であるが、伸び率は昨年の夏から増加しており、大企業においては昨年の夏から大幅に増加している事例も見られた。

なお、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定は、本

年4月から基準内賃金を1人当たり 3.18%相当額の原資をもって引き上げる内容の中央労働委員会の調停案を労使双方が受諾して決着した。

(参考2) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考3) 令和元年11月21日参議院・法務委員会における柴田巧議員に対する森法務大臣の答弁

○国務大臣（森まさこ君） 裁判官の報酬及び検察官の俸給については、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところであります。これは、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランス維持にも配慮するという理由に基づくものであり、合理的であると考えております。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
米山 隆一 議員(立憲)

3問 デフレからの脱却を目指す政府方針によって物価上昇率が高まっていると認識しているが、その中で、働き盛りの裁判官や検察官の報酬及び俸給を1パーセント強しか上げないので、法務大臣としての職責放棄ではないか、法務大臣に問う。

- 今回の人事院勧告では、物価の上昇等も背景とし、官民較差が約2.76パーセント存することを前提としつつ、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いて俸給を引き上げることとされており、裁判官と検察官についても、同様の方針による改定を予定しているところ。
- (先ほど申し上げたとおり、) 人事院勧告を踏まえた一般の政府職員の給与改定に準じ、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を改定するという方法は、合理的なものであると考えている。

(参考1) 令和6年人事院勧告別紙第2(職員の給与に関する報告)

第2 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定

4 本年の給与改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を11,183円(2.76%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて国家公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いて、基本的な給与である俸給を引き上げる。

(参考2) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考3) 令和元年11月21日参議院・法務委員会における柴田巧議員に対する森法務大臣の答弁

○国務大臣（森まさこ君） 裁判官の報酬及び検察官の俸給については、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところでありま

すが、これは、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランス維持にも配慮するという理由に基づくものであり、合理的であると考えております。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 米山隆一議員(立憲)

4問 検事はおおむね何年に1回程度転勤するのか、法務当局に問う。

[検事の転勤頻度]

- 年次や個人差によって異なるので、一概に申し上げることは難しいが、おおむね、2～3年に一度程度、人事異動があるのが実情である。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木)衆・法務委 柴田勝之議員(立憲)

1問 今回の法改正前後の、新任の検事の年収額は何円、何パーセントの増額となるか、法務当局に問う。

- 新任検事（注1）の年収額の概算（注2）は、現行では約637万円であるところ、法改正により、
- ・約677万円
 - となり、
 - ・金額にすると約40万円
 - ・増率にすると約6.3%
- の増額となる。

(注1) 検事18号として算出

(注2) 年収額は、俸給、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当の合計額。

地域手当は支給地域の区分が1級地（支給割合20%）、扶養手当は配偶者及び子1人を扶養親族とする場合の月額による。

(参考) 年収額の概算の詳細

○現行の年収額 約637万円

○改正後の年収額

・令和6年4月1日適用：約673万円

・令和7年4月1日施行：約677万円

○増率の計算式

40万円（増額）／637万円（現行額）

=約6.3%

【責任者：人事課 大原課長 内線██████ 携帯██████████】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
柴田 勝之 議員(立憲)

2問 検事に対する初任給調整手当を増額する方向で検討するべきではないかと考えるが、法務大臣の見解を問う。

- 検事の初任給調整手当の制度は、検事の給与面での待遇を改善し、任官希望者を確保する目的で、昭和46年4月に設けられたものと承知している。
- 昭和46年の制度創設後、これまで日本弁護士連合会に勤務弁護士の収入調査を依頼した上、その調査結果をも踏まえて、昭和61年及び平成元年に、初任給調整手当を増額するなどしている。
- その結果、検事について申し上げれば、長年にわたって、毎期、70名前後の任官者を確保できている。
- 今後も、検事任官者の適切な確保のため、任官者数の状況等を見守り、必要に応じて、検察官の俸給体系のバランス等も考慮しながら、初任給調整手当の増額改定の要否を検討してまいりたい。」

(参考1) 初任給調整手当について

- ・ 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる官職に採用された職員等に一定期間支給される手当である。
- ・ 檢察官については「検察官の初任給調整手当に関する準則」において、裁判官については「裁判官の報酬以外の給与に関する規則」において、それぞれ定めている。
- ・ 初任給調整手当は、司法修習生の修習を終えて弁護士事務所に雇用される勤務弁護士の給与と、初任の検事の給与との格差が大きくなり、司法修習生の修習を終えた者の中から検事を採用することが困難な状況となつたため、設けられたもの。

(参考2) 初任給調整手当（昭和61年及び平成元年改正）

	S 46. 4. 1	S 61. 4. 1	H 1. 4. 1
補 5、検13	3, 000	17, 000	19, 000
補 6、検14	6, 000	27, 200	30, 900
補 7、検15	9, 000	39, 300	45, 100
補 8、検16	12, 000	43, 800	51, 100
補 9、検17	16, 000	60, 500	70, 000
補10、検18	18, 000	64, 000	75, 100
補11、検19	21, 000	71, 200	83, 900
補12、検20	23, 000	73, 600	87, 800

※ 法科大学院を卒業して司法修習生となった者が、司法修習を終えて、検事に任官した場合、検事 18 号に決定される。

(参考 3) 初任給調整手当 (令和 5 年改正)

※ 一部の号俸間で、俸給月額と初任給調整手当との合計額の逆転が生じたため、これを解消するために、一部調整的な増額改定を行った。

	H1. 4. 1	R5. 4. 1
補 8、検 1 6	51, 100	51, 400

(参考 4) 初任給調整手当 (令和 6 年改正予定)

※ 令和 6 年 4 月適用の俸給月額の改定により、一部の号俸間で、俸給月額と初任給調整手当との合計額の逆転が生じるため、これを解消するために、一部調整的な増額改定を行う予定。

	R5. 4. 1	R6. 4. 1	
補 5、検 1 3	19, 000	19, 200	(+200)
補 6、検 1 4	30, 900	31, 800	(+900)
補 7、検 1 5	45, 100	46, 000	(+900)
補 8、検 1 6	51, 400	54, 100	(+2, 700)

(参考 5) 近時 (過去 5 期分) の司法修習生からの検事の採用状況

76期（令和5年12月任官）	76人
75期（令和4年12月任官）	71人
74期（令和4年4月任官）	72人
73期（令和2年12月任官）	66人
72期（令和元年12月任官）	65人

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による司法試験の実施延期に伴い、司法修習の実施時期が令和4年4月までとされたことから任官者なし。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [] 携帯 []】

刑事局作成

令和6年12月12日（木） 衆・法務委 柴田 勝之 議員（立憲）
対法務当局

5問 人事院勧告に挙げられている「Well-beingの実現に向けた環境整備」について、検察庁の検討・実施状況を、法務当局に問う。

（答）

[検察においてもワークライフバランス実現が重要]

○ 検察当局においては、検察官を含む職員のワークライフバランスの実現が非常に重要であると認識しており、職員が心身の健康を保って働くことのできる、働きやすい職場環境の構築に取り組んでいるものと承知。

[ワークライフバランスの検討・実施状況]

○ また、検察におけるワークライフバランスの検討・実施状況については、法務省全体の取組（アット・ホウムプラスONE）に基づき、職員のワークライフバランスの実現に向けた取組を推進しているところである。

○ 具体的には、

- ・ 業務の効率化・デジタル化の推進
- ・ 勤務時間管理の徹底
- ・ 全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備
- ・ 年次休暇の取得促進と取得が当たり前の職場作りなどの各種取組（注）を進めており、引き続き、検察官を含む職員のワークライフバランスの実現に向けてこうした取組を推進していきたい。

（注）検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上（土日祝日を含む）取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体

験談の紹介

- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関する情報の提供などがある。

(参考1) 法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（通称「アット・ホウムプランープラスONEー」）

女性の職業生活における活躍推進と全ての職員のワークライフバランス推進を目的とし、

- ① 職員のワークライフバランス推進のための働き方改革に関する取組
 - ・ 業務効率化及びデジタル化の推進
 - ・ 働く時間と場所と柔軟化
 - ・ 勤務時間管理の徹底
 - ・ マネジメント改革
 - ・ 全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備
- ② 女性の職業生活における活躍推進のための取組
 - ・ 女性の採用の拡大
 - ・ 女性の登用目標達成に向けた計画的育成
 - ・ 女性職員のキャリア形成支援、意欲向上
 - ・ 相談できる体制づくり
- ③ 次世代育成支援推進のための取組を柱とする取組内容等を定めるもの。

(参考2) Well-beingの実現に向けた環境整備

人事院は、令和6年8月8日に公表した「公務員人事管理に関する報告」における「Well-beingの実現に向けた環境整備」という項目中で、

- ① 時代に即した働き方の推進等
 - ・ 勤務間のインターバル確保に係る調査・研究
 - ・ 制度改革を柔軟な働き方につなげていくための取組
 - ・ 魅力ある勤務環境整備に向けた更なる取組
 - ・ 兼業制度の見直しの検討
- ② 仕事の生活の両立支援の拡充
 - ・ 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
 - ・ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備
- ③ 職員のWell-beingの土台づくりのための取組

- ・ 超過勤務の縮減
 - ・ ゼロ・ハラスメントの実現
 - ・ 職員の健康増進
- ④ 多様なワークスタイル・ライフスタイル選択を可能とするための処遇面の取組などの取組を推進する旨を明らかにしているもの。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
萩原 佳 議員(維新)

1問 二つの法案を提出した背景・経緯及び各法案の概要について、法務大臣に問う。

- 今回の二つの法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするもの。
- 本年8月、人事院は、
 - ・ 本年4月時点における官民の給与較差に基づく俸給表の水準の引上げや、
 - ・ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を内容とする、一般職の職員の給与改定を勧告した。
- 本二法案は、この人事院勧告を踏まえた一般の政府職員の給与改定に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げるもの。

(参考1) 一般職の職員

一般職給与法の適用を受ける国家公務員をいう。

(参考2) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考3) 令和5年11月10日衆議院・法務委員会における中川宏昌議員に対する小泉法務大臣の答弁

○小泉国務大臣 本改正案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするものでございます。

本年八月、人事院は、本年四月時点における官民の給与較差を踏まえ、俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告いたしました。

本二法案は、この人事院勧告を踏まえた一般の政府職員の給与改定に準じて裁判官、検察官の報酬、俸給月額を引き上げるものでございます。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

令和6年12月12日（木）
萩原 佳 議員（維新）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 檢察官の給与改定の所要額について、法務当局に問う。

- 檢察官については、俸給及び諸手当の計算で、
官民較差等に基づく改定により約6億0,300万円
給与制度の整備に伴う改定により約2億2,100万円
これらを合わせて
約8億2,400万円
の増額を見込んでいる。

（参考1）年間給与の増額率

検察官全体の俸給は、官民較差等に基づく改定により平均約1.4%（諸手当を含めた場合は1.9%）の増額、給与制度の整備に伴う改定により平均約0.6%（諸手当を含めた場合は0.7%）、これらを合わせて平均約2.0%（諸手当を含めた場合は2.6%）の増額となる。

(参考2) 改定表

官職・号俸		報酬・俸給月額				
裁判官	検察官	現行(円)	R6.4.1適用 改正案(円)	R7.4.1適用 改正案(円)	R6.4.1適用から の差額(円)	現行からの 差額(円)
最高裁長官		2,016,000	2,038,000	2,038,000	0	22,000
最高裁判事	検事総長	1,470,000	1,486,000	1,486,000	0	16,000
東京高裁長官		1,410,000	1,426,000	1,426,000	0	16,000
その他の高裁長官	東京高検検事長	1,306,000	1,321,000	1,321,000	0	15,000
	次長検事 その他検事長	1,203,000	1,216,000	1,216,000	0	13,000
判 1	検 1	1,178,000	1,191,000	1,191,000	0	13,000
判 2	検 2	1,038,000	1,049,000	1,049,000	0	11,000
判 3	簡 特 検 3	968,000	979,000	979,000	0	11,000
判 4	簡 1 検 4	820,000	829,000	829,000	0	9,000
判 5	簡 2 検 5	708,000	716,000	716,000	0	8,000
判 6	簡 3 検 6 副・特	636,000	644,000	644,000	0	8,000
判 7	簡 4 検 7 副 1	576,000	584,000	584,000	0	8,000
判 8	検 8 副 2	518,000	526,000	526,000	0	8,000
	簡 5 副 3	440,400	446,000	462,000	16,000	21,600
補 1	簡 6 検 9 副 4	423,000	428,600	443,900	15,300	20,900
補 2	簡 7 検 10 副 5	389,300	394,900	409,000	14,100	19,700
補 3	簡 8 検 11 副 6	367,100	372,400	390,800	18,400	23,700
補 4	簡 9 検 12 副 7	343,800	349,600	366,300	16,700	22,500
補 5	簡 10 検 13 副 8	322,400	330,300	339,700	9,400	17,300
補 6	簡 11 検 14 副 9	307,900	317,600	325,300	7,700	17,400
補 7	簡 12 検 15 副 10	291,400	303,300	309,000	5,700	17,600
補 8	簡 13 検 16 副 11	282,200	295,100	300,100	5,000	17,900
補 9	簡 14 検 17 副 12	263,500	279,100	283,300	4,200	19,800
補 10	簡 15 検 18 副 13	254,800	270,500	274,500	4,000	19,700
補 11	簡 16 検 19 副 14	249,400	267,400	269,100	1,700	19,700
補 12	簡 17 検 20 副 15	244,000	263,600	265,300	1,700	21,300
		副 16	233,000	253,400	255,000	1,600
		副 17	226,500	247,100	247,100	0
						20,600

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
萩原 佳 議員(維新)

3問 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定について、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行う必要性があるのか、法務大臣に問う。

- 人事院勧告の趣旨は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるところにあり、合理性があると認識している。
- 一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、
 - ・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
 - ・ 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。

(参考1) 一般職の国家公務員

一般職給与法の適用を受ける国家公務員をいう。

(参考2) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考3) 民間の給与水準との関係

人事院勧告については、国家公務員の給与水準に反映させるべき民間給与を広く把握するという観点から、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の民間企業従業員の給与を調査対象としている。

(参考4) 令和元年1月21日参議院・法務委員会における柴田巧議員に対する森法務大臣の答弁

○柴田巧君 いろいろおっしゃいましたが、初めから答えありますとか、民間準拠という言葉を使いながら、先ほども触れましたように、一部上場の高給な一流大企業の給与に、いろいろ民間と公務員の世界違うにもかかわらずそれに合わせようと、何とか、そういう考えにいるということだと思います。

したがって、我々はこの人事院の調査の在り方、根本的に改めるべきではないかということを以前から申し上げているわけですが、これにまた連動する形で裁判官、検察

官の報酬法、俸給法の改正案が出されているわけですが、確かに、その職務の責任と特殊性を反映して、一般の政府職員と異なる独自の給与体系が定められています。

職権の独立を確保できるように適正な報酬を保障しなければならないというのは理解できますが、既に一般の公務員と別の体系を持っていて、高いわけですね。にもかかわらず、毎回毎回人事院勧告によって一般の公務員が引き上げられるたびに厳密にそれに従って上げていく、それに連動させていくというのは、その何か法的根拠があるのか、またその必要性は本当にあるのか、その理由は何なのか、大臣にこれお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣（森まさこ君） 柴田委員にお答えをいたします。

裁判官の報酬及び検察官の俸給については、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところですが、これは、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランス維持にも配慮するという理由に基づくものであり、合理的であると考えております。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
萩原 佳 議員(維新)

4問 裁判官と検察官に対する地域手当や扶養手当等の手当について、一般の政府職員に準じて改定する必要があるのか、法務大臣に問う。

- 裁判官や検察官も国家公務員であり、その手当を含む給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要がある。
- このような観点から、裁判官及び検察官に対する手当については、一部の例外を除き、基本的に一般の政府職員の例に準ずるものとされており、このような取扱いには合理性があるものと考えている。]

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 令和4年11月10日参議院・法務委員会における加田裕之議員に対する政府参考人(司法法制部長)の答弁

○政府参考人（竹内努君） 裁判官、検察官の人材確保のためには、より多くの有為な人材が法曹を志望していただけरような環境整備が必要、重要であると認識をしております。そのための取組といたしまして、法務省としては、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などに取り組んでいるところでございます。

加えまして、裁判官、検察官の人材確保のためには、職務や社会の変化に対応した給与水準の確保もまた重要であると認識をしております。

委員御指摘の弁護士でございますが、一般的には、自ら顧客と契約を締結し、その契約に基づいて経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態を取ってその職務を行っているものでございまして、裁判官及び検察官とでは、その所得を得る様態や職務内容が大きく異なると認識をしております。

また、裁判官及び検察官も国家公務員でありますので、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要もございます。裁判官、検察官の報酬、俸給月額につきまして、その対応する一般の政府職員の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めるということは、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、裁判官、検察官の職務と責任の特殊性を給与に反映させるものとして合理性を有するものと考えております。

(参照条文)

- 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

- 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号まで

の俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 萩原 佳議員(維新)

5問 検事の昇給の在り方について、法務当局に問う。

- 検察官の昇給については、経験年数、勤務成績、責任の度合い、能力等を勘案して昇給させることとしている。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

令和6年12月12日（木）
萩原 佳 議員（維新）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

6問 一般職の国家公務員である検事総長等につき、国會議員の歳費よりも高い俸給を定めることは、国会法第35条に抵触するのではないか、法務当局に問う。

- 認証官である検事総長等の一部の検察官については、従前より、歳費法第1条に定める国會議員の歳費月額を上回る俸給月額が定められている。
- この点に関し、まず、検察官については、その準司法的性格という職務の特殊性や、原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任命されるという任用上の特殊性に鑑み、特別職である裁判官に準じて給与が定められている。
- また、検事総長、次長検事及び検事長の給与については、検察官の俸給等に関する法律第1条において、基本的に特別職の職員の給与に関する法律の例による旨規定されている。
- 当省として国会法の解釈につきお答えする立場はないが、これらの事情を踏まえれば、御指摘の点は問題を生ずるものではないと認識している。

（参考）現行法における国會議員の歳費月額と検察官の俸給月額の比較

検事総長の俸給月額は147万円、東京高検検事長の俸給月額は130万6,000円であり、国會議員の歳費月額129万4,000円を上回っている（なお、次長検事及びその他の検事長の俸給月額は、歳費月額よりも低額の120万3,000円である。）。

(参考答弁1) 衆議院議員長妻昭(民主) 提出国會議員よりも高額給与をもらう国家公務員等に関する質問に対する答弁書(平16閣衆質160-27)

- 一般職の国家公務員の年間給与の額が国会議員の年間給与の額を上回っているものがあるが、同表の一般職の国家公務員に係る俸給及び手当の額は、一般職の国家公務員に対する給与の支給額等を定めることを内容とする一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)等の法律(これに基づく命令を含む。)で規定されているものであることから、同表の事例は、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十五条との関係で問題が生ずるものではないと考える。

なお、国会議員の歳費月額は、歳費法第一条においては、大臣政務官の俸給月額に相当する金額とされ、一般職給与法における最高の俸給月額(一般職給与法別表第十指定職俸給表十二号俸)を下回らないように設定されているが、現在の国会議員の歳費月額については、歳費法附則第十一項により減額されていることから、減額後の歳費月額は一般職給与法における最高の俸給月額を下回ることとなっている。この減額措置については、同項において「国会法第三十五条の規定にかかわらず」と規定し、同条との関係が整理されている。

また、検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)においては、検事総長及び東京高等検察庁検事長について、歳費法第一条に定める歳費月額を上回る俸給月額が定められているところ、これは、これらの官職が認証官であることに加え、検察官については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)上は一般職の国家公務員とされているものの、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官であるという職務の特殊性や、原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任命されるという任用上の特殊性にかんがみて、その給与は特別職たる裁判官に準じて定められていることによるものである。

(参考答弁2) 第210回国会令和4年11月2日衆・内閣委員会

- 浅野委員 そもそも事務次官を超えることができないということ、そして事務次官の給与水準が約二千三百万程度であるということを、その原因は

何かというときに、国会法第三十五条の中で、国會議員の給与を定めているんですが、「議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少くない歳費を受ける。」というような規定がございます。歳費法の第一条でその具体的な金額が定められているわけでありますが、要するに、国家公務員は国會議員の給料を超えることができないというような法律が国会法三十五条であります。

なぜそのような規定が設けられたのか、歴史的経緯も含めて、これは法制局に伺いたいと思います。

○森法制局参事 お答えいたします。

先生御指摘の国会法三十五条は、昭和二十一年に公布された日本国憲法四十九条を受けまして、翌二十二年に定められたものでございますが、制定時には、国會議員としての権威と機能を發揮させるため、一般官吏の最高のもの以上の金額を受けることを明記するとの議論があつたようございます。

また、識者によりますと、国會議員の地位や待遇が明治憲法下においては官吏に及ばなかったことを改め、最高機関たる国会の構成員に値するように高めるという思想の表れとする見解もございます。

いずれにいたしましても、一般職の国家公務員の給与額と国會議員の歳費の額との関係をどのように考えるかにつきましては、先生方の立法政策的な御議論によるべきものと考えております。

以上でございます。

(参考答弁3) 第213回国会令和6年5月16日衆・安全保障委員会

○住吉委員 昨今議論させていただきました特定任期自衛官制度、これは、サイバーなど高度な専門知識を持つ民間人材を最大五年の任期で高額な報酬で自衛官として採用する制度ですが、その給与については、国会法第三十五条において、国會議員より高く設定することはできないと聞いております。（中略）

一般職である検事総長や東京高等検察庁検事長、これもちょっと資料をつけましたが、などは国會議員より高額の報酬を得ております。これは特別法を制定しているということでした。これが悪いわけではなく、優秀な人はそれに見合った報酬を受けるべきだと考えております。

国会法三十五条の条文は一般職ということですが、そもそも特定任期付自衛官は特別職に分類されるので、国会法三十五条の制約を受けないと思いますが、見解をお伺いいたします。

○梶田参事 お答えいたします。

国会法第三十五条の一般職の国家公務員とは、一般の行政事務に従事する政府職員を想定しております、その最高の給与額は、事務次官等が受ける一般職給与法の指定職俸給表の八号俸と解しているところでございます。

○住吉委員 ということは、サイバーなどの高度な人材というのは、決して事務次官の報酬がアッパーになるというのは、国会法の三十五条が足かせになっているというわけではなくて、防衛省内で決めていくことだと思っております。

(参考条文)

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）

第三十五条 議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額（地域手当等の手当を除く。）より少なくない歳費を受ける。

○ 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

第一条 各議院の議長は二百十七万円を、副議長は百五十八万四千円を、議員は百二十九万四千円を、それぞれ歳費月額として受ける。

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木)衆・法務委 萩原 佳議員(維新)

7問 近時の検事の採用状況、採用時の平均年齢、定員状況、欠員状況について、法務当局に問う。

[検事の採用状況について]

○ 近時(過去5期分)の司法修習生からの検事の採用状況は、

76期(令和5年12月任官)

任官者76人 平均年齢27.5歳

75期(令和4年12月任官)

任官者71人 平均年齢26.2歳

74期(令和4年4月任官)

任官者72人 平均年齢26.4歳

73期(令和2年12月任官)

任官者66人 平均年齢26.7歳

72期(令和元年12月任官)

任官者65人 平均年齢27.2歳

である(注1)。

[検事の定員状況・欠員状況について]

○ 近時(過去5年分)の検事(注2)の定員状況について
は、1880人程度で推移しており、欠員状況について

は、時期によって変動があるものの、50人程度で推移している。

(注1) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による司法試験の実施延期に伴い、司法修習の実施時期が令和4年4月までとされたことから任官者なし。

(注2) 「検事」には、検事総長、次長検事、検事長を含む。

(参考) 過去5年間における定員数と各年度12月31日時点の欠員数

	(定員数)	(欠員数)
令和5年度	1,887人	42人
令和4年度	1,886人	37人
令和3年度	1,880人	116人
令和2年度	1,879人	50人
令和元年度	1,877人	51人

【責任者：人事課 大原課長 内線 [] 携帯 []】

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 萩原 佳議員(維新)

8問 近時の若年検事の離職状況について、法務当局に問う。

- 平成26年度から令和5年度に任官した検事のうち、5年以内に離職した者の割合は、9.3%であると承知。

(参考) 各期別の5年以内における離職者数及び離職率

76期：任官者数 76名	離職者数 0名	離職率 0%
75期：任官者数 71名	離職者数 3名	離職率 4.2%
74期：任官者数 72名	離職者数 0名	離職率 0%
73期：任官者数 66名	離職者数 7名	離職率 10.6%
72期：任官者数 65名	離職者数 7名	離職率 10.8%
71期：任官者数 69名	離職者数 12名	離職率 17.4%
70期：任官者数 67名	離職者数 8名	離職率 11.9%
69期：任官者数 70名	離職者数 8名	離職率 11.4%
68期：任官者数 76名	離職者数 9名	離職率 11.8%
67期：任官者数 74名	離職者数 12名	離職率 16.2%

※離職率は、令和6年3月31日現在での数値である。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [] 携帯 []】

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 萩原 佳議員(維新)

9問 検事の中途採用の状況について、法務当局に問う。

- 平成4年度以降令和5年度までに弁護士等から任官した検事は16人である。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
小竹 凱 議員(国民)

1問 裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般職給与法とは別の法律で定めている意義について、法務大臣に問う。

○ 裁判官については、

- ・ 三権の一翼である司法権を担う存在であること
- ・ その重責にふさわしい適材確保の必要性があること

などといった裁判官の職務と責任の特殊性を考慮しつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮して、裁判官報酬法によりその報酬が定められている。

○ 検察官についても、

- ・ 司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図るという準司法的な職務と責任を有すること
- ・ 原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるなど裁判官に準ずる性格を有していること

から、裁判官の報酬月額に準じて、検察官俸給法により、その俸給が定められている。】

(参考1) 「報酬」及び「俸給」について

裁判官の給与を「報酬」といい、検察官の給与を「俸給」という。検察官の給与については、一般の公務員の例に従つて「俸給」という用語が用いられている。一方、裁判官は、憲法上、裁判官の独立が保障され、その身分保障の一環として、「裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない」（憲法第79条第6項、第80条第2項）と定められている。そこで、裁判官の給与については、憲法と同様の「報酬」という用語が用いられている。

(参考2) 平成28年1月13日衆議院・法務委員会における古田圭一議員に対する当局の答弁

- 委員御指摘のとおり、裁判官及び検察官については、それぞれ、「裁判官の報酬等に関する法律」及び「検察官の俸給等に関する法律」によって、一般の政府職員とは別個の給与体系が定められているところ。

[裁判官に独自の報酬体系が設定されている理由]

- 裁判官については、その職務と責任の特殊性等から、憲法の規定により「すべて定期に相当額の報酬を受ける」（憲法第79条第6項、第80条第2項）とされているところ。これを受け、一般の政府職員と異なる独自の給与体系が定められているもの。

[検察官に独自の給与体系が設定されている理由]

○ 檢察官については、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で重要な職責を有するという準司法的な性格を有するものである上、原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経るものであること等から、その俸給月額についても、他の一般職の国家公務員とは別個に、裁判官の報酬月額に準じて定めるべきものとされていることによる。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】

令和6年12月12日（木）
小竹 凱 議員（国民）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 裁判官及び検察官について、一般職に準じて地域手当を支給することがなぜ必要であるのか、法務当局に問う。

- 地域手当は、地域の民間給与水準をより的確に公務員給与に反映させるものであり、合理性があると認識している。
- また、裁判官や検察官も国家公務員であるから、その手当を含む給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要があり、裁判官及び検察官に対する手当については、基本的に一般の政府職員の例に準ずるものとされている。
- このような観点から、地域手当についても、一般の政府職員に準じて支給することとされているものである。

（参考1）一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

（参考2）

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第9条で一般の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第1条で基本的に一般の政府職員の例によるとされているほか、第3条に基づき必要な準則が定められている。

（参照条文）

- 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百

五十二号) 第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○ 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
平林 晃 議員(公明)

1問 大手法律事務所等、民間との競争力を強化するためには、裁判官及び検察官の報酬・俸給をより一層引き上げるべきではないか、法務大臣に問う。

- 一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、
 - 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
 - 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定方法として合理的であると考えている。
- 一方、弁護士については、その営業形態が一様でない上、自ら顧客と契約を締結して報酬を得るという事業主的な営業形態を探ることも少なくなく、国家公務員である裁判官及び検察官とその収入等を単純に比較することは困難と考えている。
- いずれにしても、裁判官及び検察官の人材を確保する上では、御指摘の観点も重要であることから、その点も心に留めつつ、採用の実情を見守ってまいりたい。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 弁護士の収入等に関する調査について

弁護士の収入等に関して、日本弁護士連合会が実施した「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査2020」では、弁護士の収入の平均値は2,558万円、所得の平均値は1,119万円という調査結果であった。

なお、調査方法は以下のとおりである。

- ・実施時期：令和2年3月19日～6月3日
- ・母集団：令和2年2月7日時点で弁護士登録をしている者から外国法事務弁護士、沖縄特別会員以外の者及び平成31年1月1日以降登録の者を対象外とした40,305人
- ・標本数：12,000
- ・抽出方法：層化無作為抽出法
- ・抽出台帳：日本弁護士連合会会員名簿
- ・調査方法：郵送法
- ・有効回答数：2,192人
- ・回収率：18.3%

(参考答弁) 令和元年11月13日衆議院・法務委員会における鬼木誠議員に対する金子政府参考人の答弁

○鬼木委員 裁判官、検察官の給与改定に当たりまして、同

じ国家試験、司法試験に合格して法曹となって活動するわけなのですが、弁護士の所得水準に準拠するのではなく、一般の政府職員の俸給表に準じて、人事院勧告を踏まえた見直しを行うのはなぜかということにつきまして、法務当局に伺いたいと思います。

○金子政府参考人 お答えいたします。

裁判官及び検察官は、国家公務員という立場で職務に従事し、定額の給与の支給を受けるのに対し、弁護士は、一般的には、みずから顧客と契約を締結し、その契約に基づいて、経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態をとってその職務を行っております。

このように、裁判官及び検察官と弁護士とでは、その所得を得る様様や職務内容が大きく異なっており、裁判官及び検察官の給与と弁護士の所得とを単純に比較して給与水準を論ずることが困難であるという事情がございます。

また、裁判官及び検察官も国家公務員でございまして、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものとする必要があるということが言えます。

したがって、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定に当たりましては、弁護士の所得に準拠するのではなく、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところでございます。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】

令和6年12月12日（木）
平林 晃 議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 裁判官や検察官は全国で一律に同様の職務に従事するのであるから、勤務地によって地域手当の支給額が異なり、給与額に差が生じることは不相当ではないか、法務当局に問う。

- 地域手当は、地域の民間給与水準をより的確に公務員給与に反映させるものであり、合理性があると認識している。
- また、裁判官や検察官も国家公務員であるから、その手当を含む給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要があり、裁判官及び検察官に対する手当については、基本的に一般の政府職員の例に準ずるものとされている。
- したがって、報酬・俸給水準については全国一律に維持した上で、一般の政府職員と同様に地域手当を支給することは、給与額全体を見れば差を生ずることにはなるが、全国一律に同様の職務に従事していることと矛盾するものではなく、それが不相当とは考えていない。
- なお、裁判官及び検察官についても、全国規模での転勤が予定されており、その負担の軽減、円滑な人事運用等の要請から、一般の政府職員と同様、地域手当に異動保障の制度が設けられているほか、広域異動手当や単身赴任手当が支給されているところである。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2)

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第9条で一般の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第1条で基本的に一般の政府職員の例によるとされているほか、第3条に基づき必要な準則が定められている。

(参考3) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

二 諸手当の改定

1 地域手当について、級地の区分及び支給割合を見直すとともに、異動保障の支給期間を二年から三年に延長し、三年目については、支給割合を異動等の前の六割とすること。（第十一条の三第二項及び第十一条の七関係）

(参照条文)

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一

号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

刑事局作成

令和6年12月12日（木）衆・法務委 平林 晃 議員（公明）
対法務当局

3問 民間との競争力を強化するという意味においては、検察においても待遇改善と共に働き方改革が必要と考える。現在の取組について、法務当局に問う。

（答）

[働き方改革・ワークライフバランス実現が重要]

- 検察当局においては、検察官を含む職員のワークライフバランスの実現が非常に重要であると認識しており、働き方改革を進め、（職員が心身の健康を保って働くことのできる、）働きやすい職場環境の構築に取り組んでいるものと承知。

[働き方改革の検討・実施状況]

- また、検察における働き方改革に向けたワークライフバランスの検討・実施状況については、法務省全体の取組（アット・ホウムプランープラスONEー）に基づき、職員のワークライフバランスの実現に向けた取組を推進しているところである。
- 具体的には、
 - ・ 業務の効率化・デジタル化の推進
 - ・ 勤務時間管理の徹底
 - ・ 育休の取得を含む全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備
 - ・ 年次休暇の取得促進と取得が当たり前の職場作りなどの各種取組（注）を進めており、引き続き、検察官を含む職員のワークライフバランスの実現に向けてこうした取組を推進していきたい。

（注）検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上（土日祝日を含む）取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示

- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関する情報の提供などがある。

(参考) 法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（通称「アット・ホームプランープラス ONE-」）

女性の職業生活における活躍推進と全ての職員のワークライフバランス推進を目的とし、

① 職員のワークライフバランス推進のための働き方改革に関する取組

- ・ 業務効率化及びデジタル化の推進
- ・ 働く時間と場所と柔軟化
- ・ 勤務時間管理の徹底
- ・ マネジメント改革
- ・ 全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備

② 女性の職業生活における活躍推進のための取組

- ・ 女性の採用の拡大
- ・ 女性の登用目標達成に向けた計画的育成
- ・ 女性職員のキャリア形成支援、意欲向上
- ・ 相談できる体制づくり

③ 次世代育成支援推進のための取組

を柱とする取組内容等を定めるもの。

刑事局作成

令和6年12月12日（木）衆・法務委 平林 晃 議員（公明）
対法務当局

4問 檢察官の育休の取得率及び取得月数を、法務当局に問う。

（答）

〔検察官の育休取得率〕

- 直近の令和5年度中に新たに子が生まれた検察官における育児休業取得率（注）は、概数で、男性検察官が69%、女性検察官が91%となっており、男性職員の育児休業率については、令和5年12月22日に策定された「こども未来戦略」による引上げ前の政府目標である男性の育児休業取得率30%を大きく超えて達成している。
- 過去3年間の検察官全体の育児休業取得率の推移を見ると、
 - ・ 令和3年度は80%
 - ・ 令和4年度は80%
 - ・ 令和5年度は75%となっており、検察官の育児休業取得率は高い割合を維持している。

〔検察官の育休取得月数〕

- 次に、直近の令和5年度の検察官の育児休業取得期間については、概数で、男性検察官が平均2.8月、女性検察官が平均12.4月となっている。
- 過去3年間の検察官全体の育児休業平均取得期間の推移を見ると、
 - ・ 令和3年度は6.6月
 - ・ 令和4年度は4.8月
 - ・ 令和5年度は6.2月となっている。

（注）育児休業取得率とは、当該年度中に新たに子が生まれた職員の数に対する、当該年度に新たに育児休業を取得した職員の数の割合である。

(参考1) 過去3年間の検察官育児休業取得率

検察官	男性			女性			合計		
	育児休業 取得可能者数	育児休業 取得者数	割合	育児休業 取得可能者数	育児休業 取得者数	割合	育児休業 取得可能者数	育児休業 取得者数	割合
R3年度	54	38	70.4%	21	22	104.8%	75	60	80.0%
R4年度	54	40	74.1%	19	18	94.7%	73	58	79.5%
R5年度	54	37	68.5%	22	20	90.9%	76	57	75.0%

(参考2) 過去3年間の検察官育児休業取得月数

検察官	男性		女性		合計	
	育児休業 取得者	平均取得月数	育児休業 取得者	平均取得月数	育児休業 取得者	平均取得月数
R3年度	38	1.6	22	15.1	60	6.6
R4年度	40	1.4	18	12.4	58	4.8
R5年度	37	2.8	20	12.4	57	6.2

- 育児休業は、子が3歳に達するまでの間取得可能である。
- 取得期間中の土日、祝日を含む。
- 令和5年度の男性検察官の育児休業取得期間の最長は12月、最短は0.3月、女性検察官の最長は26.9月、最短は1.3月である（育児休業等実態調査による）。

(参考2) 育児に関する休暇制度

○女性職員

産前休暇：出産予定日の6週間前から出産の日までの申し出した期間取得できる特別休暇

産後休暇：出産の日の翌日から8週間（絶対的期間は6週間）を経過する日までの期間取得できる特別休暇

○男性職員

配偶者出産休暇：妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間に2日の範囲内で取得できる特別休暇

育児参加休暇：妻の出産予定日の6週間前から出産の日以後1年を経過する日までの間に5日の範囲内で取得できる特別休暇

(参考3) 「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得推進に関する方針」（令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）

男性職員が育児に参画する時間をきちんと確保し、民間部門も含めた我が国全体の育児休業等の取得率向上につなげていくためにも、民間の先進事例も参考に、令和2年度から、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指すとともに、令和5年12月22日に策定された「こども未来戦略」において、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げたことを踏まえ、政府一丸となって、取組を進めることとする。

(参照条文)

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）

(育児休業の承認)

第3条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（略）を養育するため、当該子が3歳に達する日（略）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（略）をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。（略）

2（略）

3（略）

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 平林 晃議員(公明)

5問 檢察官の男女比を法務当局に問う。

[検事の男女比率]

- 検事の男女比率は、令和6年3月31日時点で、
 男性 72.0%
 女性 28.0%
である。(注1)

(注1) 男女別検察官数(令和6年3月31日時点)

検事	男性	1435人	女性	559人
副検事	男性	729人	女性	43人
男女比率	男性	78.2%	女性	21.8%

(参考) 司法修習生からの検事の採用状況(過去5期)

76期(令和5年12月任官)

任官者76人 うち女性31人 女性割合40.8%

75期(令和4年12月任官)

任官者71人 うち女性35人 女性割合49.3%

74期(令和4年4月任官)

任官者72人 うち女性28人 女性割合38.9%

73期(令和2年12月任官)

任官者66人 うち女性24人 女性割合36.4%

72期(令和元年12月任官)

任官者65人 うち女性28人 女性割合43.1%

【責任者:人事課 大原課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月12日(木) 衆・法務委
吉川 里奈 議員(参政)

1問 外国人犯罪の増加を含めた社会経済情勢等の変化に対応するための裁判官や検察官の業務負担を考慮した場合、人事院勧告を上回る待遇改善が必要ではないか、法務大臣に問う。

- 一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、
 - ・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
 - ・ 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、社会経済情勢等の変化を踏まえた給与水準の改定方法として合理的であると考えている。
- なお、御指摘いただいている業務負担の軽減という視点については、まずは検察当局において、必要な対処をするものと承知している。
また、裁判所の体制整備の在り方については、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えている。|

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 若手の判事補及び検事の報酬・俸給月額の改定

司法試験に合格し、司法修習を終えて任命された新任判事補及び新任検事の号俸は、それぞれ判事補10号及び検事18号に決定しているところ、判事補10号及び検事18号の報酬・俸給月額は、官民較差等に基づく改定（令和6年4月1日適用）により、15,700円引き上げられる（改定率6.16%）。

(参考3) 令和元年11月21日参議院・法務委員会における柴田巧議員に対する森法務大臣の答弁

○国務大臣（森まさこ君） 裁判官の報酬及び検察官の俸給については、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところであります。これは、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランス維持にも配慮するという理由に基づくものであり、合理的であると考えております。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

刑事局作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 吉川 里奈 議員(参政)
対法務当局

2問 国民の命を守るためにも、検察官の人員確保を含めた体制整備を図るべきではないか、法務当局に問う。

(答)

○ 検察官の体制整備に当たっては、（捜査・公判における検察官の具体的な活動内容にも関わることから、詳細はお答えすることが困難であるが、）事件数のみならず、犯罪が複雑化し、事案を解明して適切に対処するために必要な検察官の業務量が増加していることなども考慮しているところ。

法務省としては、こうした近時の犯罪情勢等に適切に対処していくため、これまでにも検察官の人員の確保を含め、必要な体制の整備を行っているところ。

今後とも、毎年の事件数はもとより、（御指摘のような外国人犯罪を含めて）犯罪情勢等の種々の事情をも考慮しつつ、体制の整備に努めてまいりたい。

(参考1) 外国人による犯罪の検挙件数の推移 ※出典：警察庁資料

	刑法犯	特別法犯
平成30年	15, 549	8, 393
令和元年	14, 789	9, 784
" 2年	14, 536	9, 900
" 3年	14, 050	8, 178
" 4年	12, 947	7, 514
" 5年	15, 541	9, 352

(参考2) 刑法犯認知件数の推移 ※出典：警察庁資料

平成30年	817, 338
令和元年	748, 559
" 2年	614, 231
" 3年	568, 104
" 4年	601, 331
" 5年	703, 351

(参考3) 検察官の増員状況

令和6年度における検察官の定員は2, 767名であり、過去11年間（平成26年度から令和6年度）で46名の増員を行ってきてている。

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 吉川 里奈 議員(参政)
対法務当局 刑事局作成

3問 檢察官に占める副検事の割合について、法務当局に問う。

(答)

- 令和6年度における検察官の定員は2,767名であり、そのうち副検事の定員は879名となっている。
- そのため、令和6年度における検察官の定員に占める副検事の割合は、31.7%となる。

(参考) 副検察官の増員状況

令和6年度における検察官の定員は879名であり、過去6年間（令和元年度から令和6年度）の間、増員はない。

刑事局作成

令和6年12月12日(木) 衆・法務委 吉川 里奈 議員(参政)
対法務当局

4問 檢察官に占める副検事の割合を低くすべきではないか、法務当局に問う。

(答)

- 副検事については、検察庁法において、司法試験に合格した者のか、3年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在った者で副検事の選考を経た者の中からこれを任命できる旨規定されており、副検事の任命資格は、司法修習を終えた者等を任命資格とする検事よりもゆるやかなものとされている。
- そのため、副検事は、検察庁法第16条2項により「区検察庁の検察官の職務のみにこれを補するもの」とされており、原則として、比較的軽微な事件を取り扱う区検察庁の検察官の職務を行うべきものとされている。
- 現状、副検事は、比較的軽微な事件を取り扱う区検察庁の検察官の職務を行う者としての役割を果たしているところ。
- 犯罪が複雑化し、事案を解明して適切に対処するために必要な検察官の業務量が増加している現状に鑑みると、検察庁全体として合理的・効率的にその責務を果たしていくという観点からは、副検事が事件を取り扱うことは必要不可欠と認識している。
- (副検事の割合を含め、) 検察官の体制整備については、毎年の事件数はもとより、犯罪動向等の種々の事情を考慮した上で、現在の犯罪情勢に適切に対処することができるよう、必要な体制の整備を行つてまいり所存である。

(参照条文) 検察庁法(昭和22年法律第61号)

第3条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第6条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 檢察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第12条 檢事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官の事務を、自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の検察官に取り扱わせることができる。

第16条 檢事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第18条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行ふ。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者

② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 司法修習生となる資格を得た者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者

③ 略